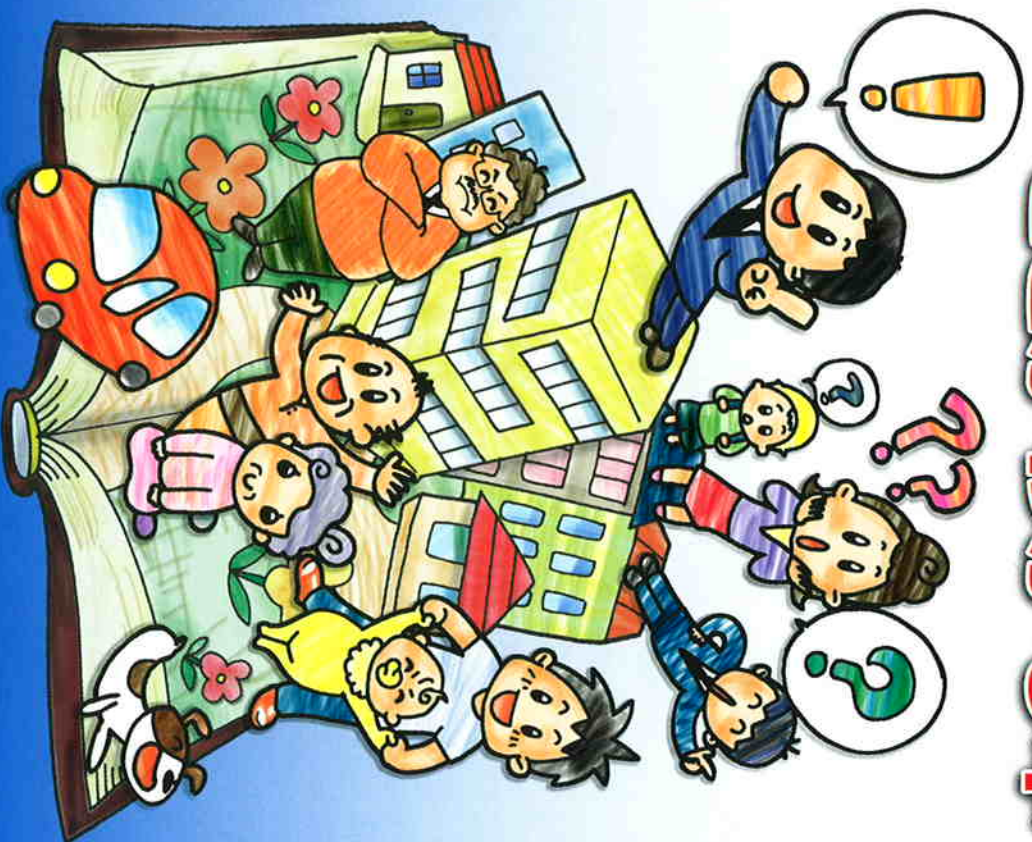


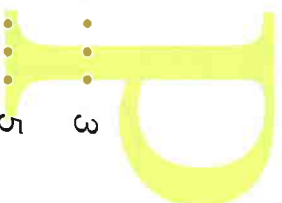
# 司法書士の ごとながわかる本



日本司法書士会連合会



## CONTENTS



- 司法書士とは? . . . . . 3
- 司法書士ができること . . . . . 5
  - 家・土地について . . . . . 6
  - 相続について . . . . . 8
  - 家族について . . . . . 10
  - 日常生活のトラブルについて . . . . . 12
  - 労働トラブルについて . . . . . 14
  - 借金について . . . . . 16
  - 会社について . . . . . 18
  - 裁判について . . . . . 20
  - その他の業務について . . . . . 22
- 司法書士の取り組み
  - 各種法律相談・ADR . . . . . 24
  - 社会への貢献 . . . . . 29
  - 司法過疎問題への取り組み . . . . . 32
- 日本司法書士会連合会について . . . . . 33
- 全国の司法書士会一覧 . . . . . 34

# 司法書士とは？



司法書士は、日本の近代国家のスタートである明治時代の初め、明治5年に制定された司法職務定制によって定められた「代書人」をルーツとしています。

130年以上にわたる歴史をもつ司法書士は、時代の流れとともに職務のあり方も変遷してきました。しかし、法律事務を行う専門家である点においては一貫しており、近年の司法制度改革により、現在では「市民に身近な法律家」としての立場がより鮮明になってきました。

従来、司法書士といえば不動産や法人などの登記手続の専門家というイメージが強かったかもしれませんが、これは、戦後の高度経済成長期やバブル経済期を通じて金融や不動産に関心が集まり、それらに関する法律や登記手続の専門家として司法書士が注目を浴びたことによるものかもしれません。しかし、司法書士の「司法」は立法や行政に対して「裁判」を意味する言葉でもあり、司法書士は登記手続の専門家として経済社会の発展と安定に寄与する一方で、市民の日常生活で発生するさまざまな法律問題に対し、訴訟関係書類を作成するなど、訴訟支援という形で裁判の分野にも広く関わって



きました。

そして、平成13年の司法制度改革審議会の意見書に基づき平成14年の司法書士法改正によって、法務大臣の認定を受けた司法書士（一般に「認定司法書士」と呼ばれています）には簡易裁判所の訴訟代理権等が認められることになりました。現在、全司法書士の60%以上が認定司法書士として、140万円以下の民事事件の訴訟代理人となり、また、裁判外での和解交渉を行うなど、市民の身近に起こりうる法律問題の解決やさまざまな相談に応じています。

また、高齢化社会に対応して2000年から制度化された「成年後見制度」に対してはいち早く取り組みを開始し、現在では、専門職後見人としての司法書士の割合はトツタとなっております。「成年後見」といえば「司法書士」と言われるほど、着実な実績を挙げています。

このように司法書士は、常に市民のそばにいる身近な法律家として歩んでまいりましたが、今後も、市民生活における紛争の防止と解決、ならびに権利保護に努力してまいります。

あなたの身近にいる「くらしの法律家」司法書士をどうぞご活用ください。



# 司法書士ができること



司法書士の活動範囲は、一般に皆さんがすぐに思い浮かべる「登記」だけではありません。実は、その範囲は相当広いのです。たとえば、

- 不動産を売買（贈与）して、所有権を移したい
  - 個人事業をやめ、新しく会社を起こしたい
- という不動産・会社登記の話から、
- ネットオークションで買った商品が届かない（日常生活のトラブル）
  - 不動産などの遺産を適切に分割したい（相続のこと）
  - 親族のいない高齢者の財産管理（家族のこと）
  - 借金が返せないで債務整理したい（裁判のこと）
  - 日本国籍を取得したい（その他の業務）
- など、この紙面だけでは書ききれないぐらいたまざまな分野で皆さんのサポートをしています。
- いざというときに、きっと司法書士は皆さんのお役に立てるに違いありません。

## 家・土地について

住んでいる土地や  
建物を配偶者に  
贈与したい

相談ケース

1

相談ケース  
住宅ローン  
返済した後、  
必要な手続きは？

2

不動産登記とは、土地や建物に関する情報（所有者は誰か、面積はどれくらいか、担保は付いているのかいなかなど）を、法務局（登記所）に備え付けられた登記簿（登記ファイル）に記載（記録）し、これを広く一般社会に公開することによって、取引の安全を図ろうとする制度です。不動産登記は、司法書士にとってもっともポピュラーな業務です。

**相談ケース1**のような事例の中でも、特に結婚して20年以上の夫婦が住んでいる不動産をパートナーに贈与するときは、贈与税額2000万円までは、贈与税の配偶者控除が受けられます。この場合の贈与税は非課税ですので、比較的多くの方が利用されています。土地や建物を贈与するときには、土地や建物の贈与を受けた方の名義に変更するための「所有権移転登記」という作業が必要になりますので、その手続きは、専門家である司法書士にご依頼ください。

**相談ケース2** にあるような、住宅ローンを返済した後の手続きとしては、抵当権を抹消するための「抵当権抹消登記」という作業が必要になります。金融機関から返却された書類を元に手続きを行います。この抵当権抹消登記の手続きは、専門家である司法書士にご依頼ください。

こうした登記手続は複雑である場合が多く、万一手続きを間違っ  
て行くと、最悪の場合、財産を失う恐れもあります。そこで、私  
たち司法書士は登記手続のプロフェッショナルとして、依頼者の権利  
が保護されるよう、登記手続を依頼者の代理人として行います。





## 相続について

パートナーに  
すべての財産を  
残したい

相談ケース

1

亡き父の残した  
借金が払えないので  
「相続放棄」したい

相談ケース

2

**相談ケース1** のような事例で、特に子どもがいないう夫婦でパートナーにすべての財産を残したいと考えている場合、遺言書がないと親族間のトラブルに発展する可能性が高くなります。たとえば、夫婦間に子どもがなく、夫が亡くなったとします。その場合はパートナーである妻が相続人になるのは当然として、そのほかに夫の親、あるいは夫の親も亡くなっていれば、夫の兄弟も相続人となります。すなわち遺言書がなければ、すべての財産をパートナーである妻に相続させることはできません。妻以外の相続人と遺産分割協議をして、それぞれが相続する財産の額を決めることとなります。ですから、ご夫婦がお元気であるうちから遺言書を作成しておけば、ご夫婦の考えどおりお互いのパートナーにすべての財産を相続させることができますので、できるだけ早く遺言書の作成をご検討ください。



**相談ケース2** のように、親が多額の借金を残して亡くなった場合を考慮して、民法では、相続人が財産の相続を拒否することを認めています。これは「相続放棄」という手続きで、相続放棄をした人は「最初から相続人でなかった」として取り扱われますので、借金を引き継ぐこともなく遺産分割協議に参加することもありません。ただし、相続放棄手続きは、被相続人(相談ケース2の場合は父親)が死亡し、相続する権利のある人が相続人になったことを知ったときから3か月以内に、家庭裁判所に申立をしなければなりません。その期間を過ぎると、相続放棄の手続きを行うことができなくなり、ますので、注意してください。

司法書士は、「相続登記手続」や「相続放棄手続」などを行う専門家であり、故人の大切な財産を責任をもって次の世代へつなげていきます。





## 家族について

一人暮らしの  
老後を安心して  
過ごしたい!

相談ケース

1

相談ケース  
離れて暮らす年老いた  
親が悪質商法に  
遭わないか心配だ...

2

人は誰も必ず老いていきます。

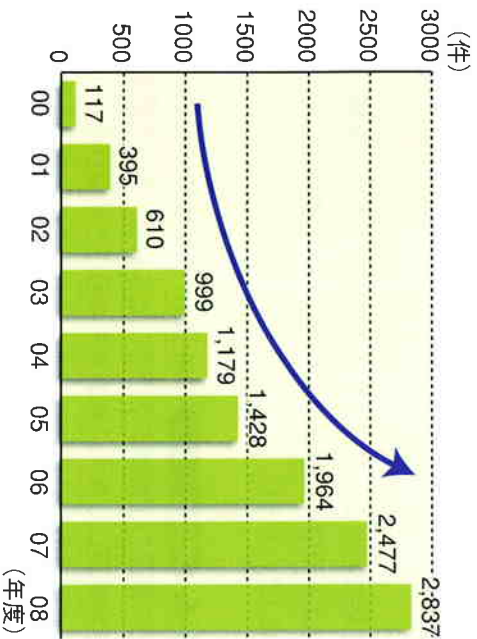
今は大丈夫であっても、面倒を見てくれるような人もなく将来が心配である、あるいは、現在すでに判断能力の衰えを感じていて、日々不安を抱えて暮らしていらっしやるというケースは多くあると思います。

その解決法として、**相談ケース1**の場合であれば、「任意後見制度」を利用して、判断能力が十分あるうちから将来に備え、面倒を見てもらいたい人やその内容を事前の契約によって決めておくことができます。**相談ケース2**の場合であれば、家庭裁判所が適切な支援者を選ぶ「法定後見制度」を利用することが考えられます。

司法書士は、いち早く社団法人成年後見センター・リーガルサポート (<http://www.legal-support.or.jp/>) を設立して、成年後見制度ができた当初から積極的に成年後見業務に取り組んできました。そのため、法定後見における親族以外の後見人等として家庭裁判所にもっとも多く選ばれているのは、司法書士なのです。

皆さんが安心した生活を送るために成年後見制度を利用しようとお考えなら、司法書士にお気軽にご相談ください。

### ●司法書士の成年後見人選任件数の推移



【最高裁判所事務総局家庭局調べ】



## 日常生活のトラブルについて

ネットオークション  
で買った商品が  
届かない

相談ケース

1

相談ケース  
友人に貸した  
お金を返して  
もらえない

2

日常生活におけるトラブルは、その金額があまり高額でないせい  
か、たとえトラブルに巻き込まれたとしても諦めてしまう方が多い  
のではないのでしょうか。

たとえば、**相談ケース1**の場合は、まずはネットオークション  
の相手方に商品の引渡請求を行うことになり、**相談ケース2**の場  
合は、お金を貸した友人に返済を求めることになりますが、ご本人  
が電話を1本掛けたからといって、すぐに商品が届いたり、お金を  
返済してくれるとは限りません。最終的には裁判をするしかない  
という場合もよくありますが、司法書士は裁判の場面でもお手伝い  
することができます。

なぜなら、法務大臣の認定を受けた司法書士は、トラブルの金額  
が140万円以下の簡易裁判所での民事事件であれば、訴訟代理人  
となって訴訟手続きができるからです。

また、仮に140万円を超えるような場合であったとしても、司法書士は裁判所に提出する書類の作成を行うことができず、納得のいゝ裁判をご自分でなさりたいという方には司法書士が本人訴訟をサポートし、法的支援を行います。

相談ケース1・2のほかにも、「アパートの敷金が返ってこない」「お客さんからツケを払ってもらえない」「訪問販売で契約した商品を解約したい」など、日常生活にはさまざまなトラブルが潜んでいます。いつ何時トラブルに巻き込まれるとも限りません。これらのトラブルに対処するため、司法書士は親身になってアドバイスをいたしますので、お気軽にご相談ください。





## 労働トラブルについて

未払いの給料を  
請求したい

相談ケース

1

相談ケース  
突然解雇を  
通告された

2

労働に関するトラブルは実にさまざまですが、雇用や労働条件に関する問題は、生活がかかっているだけに深刻です。

**相談ケース1** 未払い給料に関する問題ですが、まずは未払い給料の計算ができるための書類があるかなどを確認してみましょう。具体的には、雇用契約書やタイムカード、過去の給与明細書等がそれにあたります。これらの書類がなければ仕方がありませんが、できれば手元にあるほうが望ましいでしょう。未払い給料がはっきりすれば、雇業者に請求をしていくこととなります。

**相談ケース2** の解雇の問題は、すべての解雇が必ずしも有効というわけではありません。そもそも解雇が許されるケースなのか、また解雇が有効であるとしても、解雇予告手当が支給されているかなどの問題があります。これらの事実関係をきちんと整理・把握した上で、雇用者に請求すべき内容を決めていく必要があります。

労働トラブルは、ほかにも残業代や退職金の未払いなどが挙げられますが、どの問題もなかなか複雑なものが多く、泣き寝入りとなってしまうケースも少なくありません。

もし皆さんが労働トラブルに巻き込まれたら、司法書士が皆さんの代理人として相手方と交渉したり、訴訟をしたり、または訴額が140万円を超える争いでは、裁判所提出書類の作成を通じてサポートします。





## 借金について

銀行の  
カードローンを  
これ以上返せない  
相談ケース

1

相談ケース  
リボ払いの  
負担が大きい

2

最近、消費者金融の貸付金利が大幅に下がっていることにお気づきの方も多いと思います。これは、「貸金業法」という法律が平成18年12月に成立したことによりですが、この法律は、いわゆる「グレーゾーン金利」の撤廃や借入金額の総額が規制される「総量規制」などを定めていて、債務者が必要以上に借入れをしまったり、高い金利で苦しむことのないようにと、債務者の立場を考慮した、債務者を守るような内容に改正されています。この法律のおかげで、以前のような不透明な高金利がなくなることになったのです。

この貸金業法を成立させるために、全国各地の多くの司法書士たちが個人的にも組織的にも懸命に動いて、大きく貢献をしました。



**相談ケース1** のように、現在借金で苦しんでいらっしゃる方は、まずご自分の借入金利が何%であるかをチェックしてみてください。銀行のカードローンは金利が低いことが多く、その場合には、いわゆる過払い金は生じません。また、**相談ケース2** のように、リボ払いを利用されている方には手数料がかかっておりますが、これは利息とは異なります。

まずは借金の内容、そして、金利については、法定金利で計算し直した場合に借金の残額がいくらになるかを確認してみる必要があります。

でも、借金の問題は必ず解決できます。これを忘れてはいけません。たとえば借金の額が減らなかったとしても、「特定調停」「民事再生」「自己破産」という手段がまだ残されています。

司法書士は、借金で苦しむ方からのお話を直接聞きながら、その方の生活再建のためにもっとも適した方法をアドバイスし、新たな人生のスタートを応援しています。





## 会社について

会社をつくりたい、  
会社をつくった後、  
どうすればいい？

相談ケース

1

相談ケース  
事業承継、  
後継者育成、  
どうすればいい？

2

司法書士は会社登記の専門家として、会社登記を中心に、必要が諸手続についてのアドバイスをしたり、書類作成を行っています。

ですから、**相談ケース1**のように「会社をつくりたい」と思ったときの設立手続、「会社をつくった後」の役員変更や増資などの登記手続について、司法書士がお手伝いをいたします。

現行の会社法では、公開会社にするか非公開会社にするか（株式の譲渡制限規定を設けるか否か）、取締役の人数や代表取締役はど  
うするか……など、会社組織を設計する上での選択肢が広がって  
います。起業者の個性や会社へのビジョンなどを検討しながら、設  
立する会社のスタイルなどについて司法書士がじっくりとご相談に  
応じ、ご一緒に会社設計をまいります。